

令和4年度 兵庫県立考古博物館 会計年度任用職員（県政推進員）採用選考案内

主に補助的・定型的な業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和4年1月14日（金）～令和4年1月26日（水）12時 [必着]
- ・試験日 令和4年2月4日（金）
- ・任用日数 年間50日（令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）の期間のうち、当館が指定する日）
- ・勤務場所 兵庫県立考古博物館 加西分館

1 採用予定人員等

勤務場所	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県立考古博物館 加西分館	1名	県政推進に係る補助的・定型的業務（①学芸員が行う資料整理、調査の補助等）	年間50日 （1日あたり7時間45分） ※勤務日は当館が指定します。

2 受験資格

- (1) 令和4年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に勤務場所に勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- (1) 選考方法 所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時 令和4年2月4日（金） ※試験日時は申込み後、別途お知らせします。
- (3) 場所 兵庫県立考古博物館 加古郡播磨町大中1-1-1

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。

応募書類：令和4年度会計年度任用職員採用選考 申込書兼職務経歴書

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせずに提出してください。

提出先 : 兵庫県立考古博物館 総務課

〒675-0142 加古郡播磨町大中 1 - 1 - 1 [Tel:079-437-5589]

【持参の場合】 9:00~17:00 受付 (毎月曜日は閉館日のため受付できません。)

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送しますので、84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください(宛先は、郵便を受け取れる宛先をご記載ください)。

※ 1月31日(月)を過ぎても連絡がない場合は、2月2日(水)までに兵庫県立考古博物館総務課まで電話で照会してください。

5 合格発表

発表日については、面接試験の日にお知らせします。

6 任用予定時期

任用は、令和4年4月1日(金)以降になります。

7 任用日数

年間50日

(令和4年4月1日~令和5年3月31日の期間内で当館が指定する日です。)

8 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額7,600円~8,000円

※ 報酬額は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬を支給します。

(3) 期末手当

支給されません。

(4) 通勤交通費

規定により実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

(5) 勤務時間

一日あたり7時間45分

(6) 休暇

年次有給休暇(1日又は時間単位の取得が可能) 1日

※ 正規職員、再任用職員から任用形態が変更された場合は、年次有給休暇を繰越すことが出来ません。

(7) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険

加入しません。

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1カ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。